

福島第一原発事故 10 周年にあたって

2021 年 3 月 11 日

放射線から子どもたちを守る三郷連絡会

代表 大場敏明

クリニックふれあい早稲田

副院長 大場文江

10 年前の 2011 年 3 月 11 日（金）に発生した東日本大震災では、巨大地震と津波の二重の天災が東日本を広く襲いました。中でも稼働中であった福島第 1 原子力発電所では 1 号機、2 号機、3 号機の 3 機が爆発し放射性物質を東日本に広くまき散らす事態が発生し、原発周辺住民に避難指示を出されるなど未曾有の原子力災害となりました。

そして、放出された放射性汚染物質はここ三郷市にも大量に飛来し、三郷市は近隣の吉川市・流山市などともにいわゆるホットスポットになってしまいました。放射線被ばくへの感受性は、特に子ども、妊婦（胎児）が高いと言われています。私たちは三郷の子どもたちが将来健康被害を発生しないように何ができるかを考え、市へ提言し、市民による空間放射線量測定や、勉強会・講演会などを開催してきました。

この大災害は、「絶対安全」と言われて原発を受け入れていた福島県民にとっては、十分な地震や津波への備えを欠いたための人災でもありました。避難住民の数は、福島県の集計によればピーク時に 16 万 5 千人と言われ、2021 年 1 月現在は 3 万 7 千人とされています。しかし、県内の各自治体が避難者とする総数は少なくとも 6 万 7 千人超に上ると言われています。

さらに福島第一原発の現状をみると燃料デブリを大量の水で冷却せざるを得ない現実が続いており、また冷却水量の制御もできていないため、排出できない汚染した冷却水が敷地に保管できる限界に達しようとしています。福島第一原発の廃炉作業も高い放射線量のために進んでおらず、その終了時期は見通せていないままです。

このように社会的にも技術的にも原発事故は終了しておりませんが、一方で事故発生に関する国の責任を認める仙台高裁判決（2020 年 9 月 30 日）および東京高裁（2021 年 2 月 19 日）の判決が出され、国の責任は、社会的に認知されてきています。

しかし、福島県の子どもたちを中心とした被ばくによる健康被害についての調査は 200 人を越える小児甲状腺がんの発生をみても原発事故との因果関係がまだ明らかになっておりません。さらにこの検査を縮小しようという議論が進められ、企業および国の責任があいまいなまま被害者だけが取り残されるという危険性が増しつつあります。

さらに、引き続き活発な地震活動が続いている中、十分な事故処理のできていない福島第一原発や再稼働中の原発が再び大規模な損傷を起こす事態が生じないとは限りません。東海第 2 原発の再稼働もこのような危機感をもって対処すべきと考えます。

私たちはこのように福島第一原発事故の本質的な解決に至っていない現状で、復興五輪であるとか、新型コロナ騒ぎにより福島第一原発事故を過去のこととして葬り去ろうとするような動きには反対の意思を表明し、福島第一原発事故の真の意味での後処理をきちんと完了するまで国と企業が責任を果たすよう要求するものです。